

RACE

JMRC九州レース規定

第1条 【総則】

JAF九州地域クラブ協議会(以下「JMRC九州」という。)は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとに FIA 国際自動車連盟の国際モータースポーツ競技規則並びにその附則、JAF国内競技規則並びにその細則に準拠して制定された AP 一般競技規則・大会特別規則及び車両規則に従って当該年度オートポリスサーキットで開催されるJMR C九州に属するクラブ員が参戦する下記のレース競技会において、優秀な成績を収めた者を讃えるため、JMRC九州レース規定を制定する。

第2条 【サーキットトライアル・レース開催日及び表彰対象カテゴリー】

※日程については、下記 WEB サイトにてご確認ください。

www.jmrc-kyushu.gr.jp

<https://autopolis.jp>

表彰対象カテゴリー

*S-FJ (JAF 地方選手権)

第3条 【参加出来る車両】

JAFレース地方選手権規定およびJAF国内競技車両規則（S-FJ規定）に適合した車両とする。

第4条 【レース区分・クラス区分・レース周回数】

オーガナイザー発表の競技会規則書による。

第5条 【参加資格】

JAF登録クラブでJMRC九州の所属クラブ員（JMRCチーム員）であること。

第6条 【参加】

レース競技会参加申し込みに際し、参加申込書へ JMRC 九州加入の JAF 登録クラブ（チーム）印を押印することにより参加登録されたものとする。

第7条 【得点基準】

1. 得点

- (1) 上記第4条、レース区分・レース周回数に従つて、決勝レースで完走し10位までの者に対して得点を与える。但し、JMRC 九州レースにおいて得点を得る車両は当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の70%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなくてはならない。
- (2) 他クラスとの混走の場合であっても2台以下のレース（クラス）は、そのレースに限り得点の対象としない。

2. 得点配布

得点基準は、完走した者のみに各レース区分又は各クラス区分における順位にて各大会毎に、下記の通り与えられる。

得点表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

全戦の、各レース毎のポイントを与えられる。

3. 得点の集計

レースとして成立した当該部門レース全戦が得点の対象となる。

4. 異なる車両

競技運転者は年間の各競技を通じ、第4条に定める当該同一クラスに合致するものであれば、異なる車両で参加しても得点が加算される。

5. 各クラス選考資格の認定

* JMRC九州運営委員会の認定、審議により表彰の資格を得ることができる。

- (1) 第7条1～4によって得た各部門の最高得点者より順次決定。
- (2) 同一部門で、複数のドライバーが同一の得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。
 - (2-1) レースとして成立した当該部門で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - (2-2) 上記(2-1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - (2-3) 上記(2-1)および(2-2)の方法によつても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもつて決定する。最終戦の得点によつても決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡つて順位が決まるまで続ける。

第8条 【優秀選手選考規定】

当該年度の優秀選手を競技会が全て終了した時点にてJMRC九州運営委員会で選考する。

第9条 【表彰】

1. S-FJクラス入賞者として決定されたものに対してJMRC九州は表彰する。
2. 第2条のとおり、S-FJ地方選手権クラスは1位～第3位までの優秀選手を選出して表彰する。
3. S-FJクラス入賞者を通じ、得点を得た選手が年間を通じて3～4名の場合は第1位のみ。
4. S-FJクラス入賞者を通じ、得点を得た選手が年間を通じて2名以下の場合は、表彰対象としない。
5. 各シリーズにおいて70%以上成立していなければ表彰対象としない。
6. 上記1. 2. 3内であつても著しく参加者が少ないクラスは表彰をしない場合がある。
7. 他地区で著しい活動をした選手については、審議の上表彰することもある。

第 10 条 【成績表の送付先】

JAF九州地域クラブ協議会 事務局

〒814-0015 福岡市早良区室見 5-12-27

E-mail eventkyushu@jmrc-kyushu.gr.jp (リザルト送付専用)

*成績表は、E メール添付ファイルで送付してください。

第 11 条 【本規定の施行】

本規定は、当該年度の 1 月 1 日より実施する。

JMRC九州レース専門部会。